

宍粟市内の農地を売買・贈与・賃貸借したい方へ

宍粟市内の農地の売買・贈与・賃貸借などには、宍粟市農業委員会の農地法第3条に基づく許可が必要です。この許可を受けないでした行為は無効となります。また、農業経営基盤強化促進法に基づいて賃貸借権などを設定する方法もあります。

詳しくは宍粟市農業委員会事務局にお問い合わせください。

【農地法第3条の主な許可基準】

次のすべてを満たす必要があります。

- ① 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
- ② 申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ③ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）
- ④ 法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと（農業生産法人要件）

※下限面積要件については令和5年4月1日からの農地法の一部改正により廃止となりました。

【農地法第3条許可事務について】

- ① **宍粟市農業委員会**では、申請書類の提出は**10日**（休日の場合は前日）が締切りです。申請書は**1部**をご用意ください。事務局（本庁）または各市民局産業振興係に書類を提出ください。その後、農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査や内容確認などを行います。申請書と添付書類の確認、現地調査を経て、**毎月22日**前後に行う農業委員会の総会で審議のうえ、許可（不許可）を決定します。市外在住の方が宍粟市内の農地について申請される場合は、住所地での耕作証明、営農計画書等を添付してください。
- ② 新規就農者の場合は必ず営農計画書を提出ください。
- ③ **毎月月末**（休日の場合は前日）を目途に許可書を交付します。